

牛深漁港漁港浄化施設の使用料金算定要領

使用料金

- ・使用料金については、基本料金と従量料金との合計額とする。

(1) 基本料金

基本料金は、事業所面積に応じて1業者あたり、下記の金額とする。

面積区分	額
3,000㎡超	100,100円
2,201㎡~3,000㎡	88,055円
1,301㎡~2,200㎡	76,021円
701㎡~1,300㎡	63,987円
700㎡以下	51,942円

面積が1平方メートルに満たない場合又は面積に1平方メートル未満の端数がある場合には、その満たない面積又はその端数の面積については、1平方メートルとして計算する。

(2) 従量料金

- ・従量料金の基本単価は24円97銭とする。
- ・従量料金の計算は、下記によるものとする。

従量料金 = 24円97銭 × 負荷排水量 (排水量 × 負荷係数)

※業種別負荷係数表

業種	負荷係数
① 練り業者	12.00
② 節業者	10.20
③ 荷捌業者	9.60
④ 塩干業者	9.60
⑤ ファイル業者	7.20
⑥ 冷凍業者	6.00

(注)

各事業者の負荷係数は、BOD20ppm以下の海水を係数1とし、それを基準に算定した。

- 附則 1 この規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この規定は、この要領の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。